

# 住民生活課税係

## からのお知らせ

(1・2番窓口 ☎64・1106)

### 1 従業員の町県民税は、特別徴収が義務付けられています！

従業員に給与等の支払いがある事業主は、令和4年1月31日①までに「給与支払報告書」を各市町村に提出してください。

### ◆町県民税の特別徴収とは？

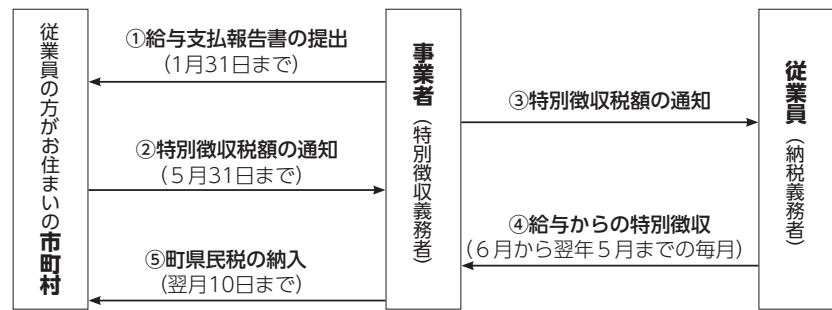
事業者（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に町県民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員（給与所得者）に支払う給与から町県民税（町県民税+県民税）を徴収（天引き）し、納入していただく制度が地方税法で義務付けられています。特別徴収ができない理由に当てはまらない場合を除き、住民税の特別徴収を実施しています。

「特別徴収のやり方が分からない」「手続きが難しい」等の特例徴収の事務ができない等の理由は、特別徴収が出来ない理由にはなりません。

### ◆「従業員（給与所得者）の所得税は給与から源泉徴収しているけれど、町県民税は徴収していない。」ということはありませんか？

和歌山県及び県内全30市町村は、平成30年度から原則として全ての事業者を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底しています。

町県民税の特別徴収の方法による納税のしくみは次のとおりです。



給与支払報告書や特別徴収新規届出書等で特別徴収を行うこととなった事業者（特別徴収義務者）へ、毎年5月に「特別徴収税額決定通知書」を送付します。

その税額を毎月給与から天引きし、翌月の10日までに、同封している納付書を使って合計額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

新たに特別徴収を行う従業員が増えた、特別徴収していた従業員が退職した等の理由で、特別徴収税額に変更があれば、事業主（特別徴収義務者）の方から、従業員の住所地の市区町村へ届出が必要となります。

### 2 土地・家屋等の固定資産税の課税は毎年1月1日時点の状況に応じて課税されます！

土地と家屋について、次のとおり変更がある場合は税務係までお知らせください。また、令和4年1月2日以降に用途や名義を変更した場合は、令和5年度以降の固定資産税に反映されます。

#### ◆土地の用途変更など

住宅の敷地には特例として、税負担を軽減する制度があります。事務所・店舗を改装し住宅として使用する場合や住宅を住宅以外の用途に使用する場合には、あらかじめお知らせください。

#### ◆家屋の新増築、取り壊しなど

家屋の新築・増築・改装や取り壊しなどを行った場合はお知らせください。新築住宅が長期優良住宅の場合は、別途申請が必要となります。

耐震やバリアフリー、省エネのための改修工事を行った場合も、一定の要件を満たしていれば、申告により固定資産税が減額されることがあります。

### 3 償却資産（事業用資産）の申告について

1月1日現在で、会社や個人が事業のために所有している構築物、機械、車両、船舶、器具・備品などの資産です。（ただし、土地や家屋、自動車を除きます。）

#### 償却資産の対象となるもの（例）

飲食店	厨房設備 レジスター カラオケセット 冷蔵庫など	美容業 理容業 洗面設備 タオル蒸し器 サインポールなど	農業 ビニールハウス 電動機 スプリンクラー 選果機など
小売店	商品陳列ケース 冷蔵庫 自動販売機 冷蔵ストッカーなど	医院 ベッド 手術台 X線装置 調剤機器など	漁業 漁船 魚群探知機 無線機 漁具など

※太陽光発電設備を所有している下記の方についても申告してください。  
 ①個人（住宅用）として10kW以上の太陽光発電設備を設置し、売電されている方。  
 ②個人（事業用）または法人として太陽光発電設備を所有している方。  
 ※上記は一例です。業種により他にも償却資産があります。

### 4 町税の納め忘れはございませんか？

納期限までに税金を納付しないと、本来納めるべき税金のほかに延滞金を納付しなければなりません。滞納を放置されますと、法令に基づき滞納者の意思に関わりなく、強制的に財産の差押えや公売などの滞納処分を受けることになります。

口座振替を利用すれば、納期限に登録いただいた口座から自動的に引き落とされます。ぜひご利用ください。

